

各市町村 保 育 担当課長 様
放課後児童健全育成事業

千葉県健康福祉部子育て支援課長

(公印省略)

緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（通知）

令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発令され、千葉県を含む4都県で2月7日までの間、緊急事態措置を実施することとなり、別添1のとおり基本的対処方針が示され、更に千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部において、本県における対策の内容が別添2のとおり決定されています。

保育所及び放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）については、令和3年1月7日付け事務連絡で厚生労働省子ども家庭局保育課及び子育て支援課等から別添3のとおり通知がありましたので、適切に御対応くださるようお願いします。

なお、今回の宣言においては、保育を必要とする者の大幅な減少は想定されないことから、保育の提供の縮小等を含む令和2年4月7日付け事務連絡の内容は適用せず、「感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたい」と示されておりますので、御留意ください。

また、国が調達し、県に配布された保育所等を含む社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品については、県から各市町村に配布済みであることを申し添えます。

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課
認可・認定班 櫻井 並木（保育担当）
子育て支援班 野上 森本
TEL: 043-223-3774、2317 FAX: 043-222-9939
E-mail: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp
kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年1月7日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

その上で、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせ実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。

以後、4月16日に、各都道府県における感染状況等を踏まえ、全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とし、5月4日には、全都道府県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長することとした。その後、各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置を実施すべき区域を縮小していった。

5月25日に、感染状況等を分析し、総合的に判断した結果、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、政府対策本部長は、法第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。

その後、新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていった。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県である。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和3年1月5日までに、合計250,343人の感染者、3,718人の死亡者が確認されている。

令和2年4月から5月にかけての緊急事態宣言下において、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があったことから、本対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多いことや、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があったことなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえ、引き続き、それまでの枠

組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域(特定警戒都道府県は前記の 13 都道府県とする。)として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その結果、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

5 月 14 日には、その時点における感染状況等の分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の 8 都道府県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

また、5 月 21 日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の 5 都道県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があった。

その後、5 月 25 日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言解除後、主として 7 月から 8 月にかけて、特に大都市部の歓楽街における接待を伴う飲食店を中心に感染が広がり、その後、周辺地域、地方や家庭・職場などに伝播し、全国的な感染拡大につながっていった。

この感染拡大については、政府及び都道府県、保健所設置市、特別区(以下「都道府県等」という。)が連携し、大都市の歓楽街の接待を伴う飲食店等、エリア・業種等の対象を絞った上で、重点的な PCR 検査の実施や営業時間短縮要請など、メリハリの効いた対策を講じることにより、新規報告数は減少に転じた。

また、8月7日の新型コロナウイルス感染症対策分科会(以下「分科会」という。)においては、今後想定される感染状況に応じたステージの分類を行うとともに、ステージを判断するための指標(「6つの指標」。以下「ステージ判断の指標」という。)及び各ステージにおいて講じるべき施策が提言された。

この提言を踏まえ、今後、緊急事態宣言(緊急事態措置を実施すべき区域を含む)の発出及び解除の判断に当たっては、以下を基本として判断することとする。その際、「ステージ判断の指標」は、提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。

(緊急事態宣言発出の考え方)

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、分科会提言におけるステージⅣ相当の対策が必要な地域の状況等)を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

(緊急事態宣言解除の考え方)

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、緊急事態措置を実施すべき区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等)を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。

8月28日には政府対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」がとりまとめられ、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化すること、また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充することとなった。

夏以降、減少に転じた新規報告数は、10 月末以降増加傾向となり、11 月以降その傾向が強まっていったことから、クラスター発生時の大規模・集中的な検査の実施による感染の封じ込めや感染拡大時の保健所支援の広域調整等、政府と都道府県等が密接に連携しながら、対策を講じていった。また、10 月 23 日の分科会においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避することや、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知することなどの提言がなされた。12 月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和 3 年 1 月 7 日、政府対策本部長は、法第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和 3 年 1 月 8 日から令和 3 年 2 月 7 日までの 31 日間とし、区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言を行った。

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にある。令和 2 年 6 月から 8 月に診断された人における重症化する割合や死亡する割合は 1 月から 4 月までと比べて低下している。重症化する人の割合は約 1.6%（50 歳代以下で 0.3%、60 歳代以上で 8.5%）、死亡する人の割合は、約 1.0%（50 歳代以下で 0.06%、60 歳代以上で 5.7%）となっている。
- ・ 重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある人で、重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満がある。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させる可能性がある期間は、発症の 2 日前から発症後 7 日から 10 日間程度とされている。また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられている。

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの人は他の人に感染させていないと考えられている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染し、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の環境で感染リスクが高まる。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査等がある。新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっている。なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の治療は、軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行う。呼吸不全を伴う場合には、酸素投与やステロイド薬（炎症を抑える薬）・抗ウイルス薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器や体外式膜型人工肺（Extracorporeal membrane oxygenation：ECMO）等による集中治療を行うことがある。
- ・ 英国、南アフリカ等の世界各地で変異株が確認されている。国立感染症研究所によると、英国で確認された変異株(VOC-202012/01)については、英国の解析では今までの流行株よりも感染性が高いこと（実効再生産数を0.4以上増加させ、伝播のしやすさを最大70%程度増加すると推定）が示唆されること、現時点では、重篤な症状との関連性やワクチンの有効性への影響は調査中で

あることなど、また、南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)については、感染性が増加している可能性が示唆されているが、精査が必要であること、現時点では、重篤な症状との関連性やワクチンの有効性への影響を示唆する証拠はないこと等の見解がまとめられている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が推奨されている。

- ・ 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた一方で、その後、欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている。7月、8月の感染拡大は、検体全てが欧州系統から派生した2系統に集約されたものと考えられる。現時点では、国内感染は国内で広がったものが主流と考えられる。
- ・ また、ワクチンについては、令和3年前半までに全国民に提供できる数量の確保を目指すこととしており、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結等に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、令和2年9月時点で得られた知見、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（中間とりまとめ）」を策定したが、その後、予防接種法（昭和23年法律第68号）の改正や接種順位の検討等、接種に向け必要な準備を進めている。現時点では国内で承認されたワクチンは存在しないもののファイザー社のワクチンについて12月中旬に薬事承認申請がなされており、現在、安全性・有効性を最優先に、迅速審査を行っているところであり、承認後にはできるだけ速やかに接種できるよう接種体制の整備を進めている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在

宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業態は、3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。また、令和2年4～6月期の国内総生産（GDP）は実質で前期比7.9%減、年率換算で28.1%減を記録した。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- ② 緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。具体的には、飲食店に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。
- ③ 緊急事態措置を実施すべき区域以外の地域においては、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との持続的な両立を図っていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ④ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症についての監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、医療提供体制がひっ迫することのないよう万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。

- ⑥ 的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていく。
- ⑦ 感染の拡大が認められる場合には、政府や都道府県が密接に連携しながら、重点的・集中的な PCR 検査の実施や営業時間短縮要請等を含め、速やかに強い感染対策等を講じる。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感を得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民に分かりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 医療提供体制及び検査体制に関する分かりやすい形での情報の提供。
 - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
 - ・ 室内で「三つの密」を避けること。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促すこと。
 - ・ 令和2年10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」（飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など）や、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話の時はマスク着用等）の周知。
 - ・ 業種別ガイドライン等の実践。特に、飲食店等について、業種別ガイドラインを遵守している飲食店等を利用するよう、促すこと。

- ・ 風邪症状等体調不良がみられる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ厚生労働省が定める方法による必要があることの周知。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方を分かりやすく周知すること。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
 - ・ 接触確認アプリ（COVID-19 Contact-Confirming Application：C O C O A）のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触があった旨の通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。併せて、地域独自のQRコード等による追跡システムの利用の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
 - ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
 - ④ 厚生労働省は、感染症やクラスターの発生状況について迅速に情報を公開する。
 - ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
 - ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国

者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する 14 日間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。

- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府に対し、帰国時・入国時の手続や目的地までの交通手段の確保等について適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 144 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。
- ② 厚生労働省及び都道府県等は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制をもつことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関によ

り構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対する幅広いPCR等検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。

- ③ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスを実施する。また、いわゆる超過死亡については、新型コロナウイルス感染症における超過死亡を推計し、適切に把握する。
- ④ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19：HER-SYS）を活用し、都道府県別の陽性者数等の統計データの収集・分析を行うとともに、その結果を適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ⑤ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System：GMIS）を構築・運営し、医療提供状況やPCR等検査の実施状況等を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 政府は、変異株に対して迅速に診断するための検査キット等の開発の支援を進める。
- ⑧ 都道府県は、地方公共団体間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の

感染状況について、リスク評価を行う。

- ⑨ 遺伝子配列を分析するにあたり、公衆衛生対策を進めていく上で必要な情報を、国立感染症研究所において収集を行う。

(3) まん延防止

1) 外出の自粛（後述する「4）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底する。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うものとする。

2) 催物（イベント等）の開催制限

特定都道府県は、当該地域で開催される催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第45条第2項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。併せて、開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう、主催者等に求めるものとする。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の

幅広い協力を得て引き続き普及を促進する。

3) 施設の使用制限等（前述の「2）催物（イベント等）の開催制限」、後述する「5）学校等の取扱い」を除く）

- ① 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対する営業時間の短縮（20 時までとする。ただし、酒類の提供は 11 時から 19 時までとする。）の要請を行うものとする。要請にあたっては、関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化を行う。

法第 45 条第 2 項に基づく要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず応じない場合には、法第 45 条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及び感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

また、20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することや、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店以外の他の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 11 条に規定する施設（学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く。）についても、同様の働きかけを行うものとする。

また、特定都道府県は、感染の拡大につながるおそれのある一定の施設について、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った施設の使用の働きかけを行うものとする。

- ② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。
- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。

その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

4) 職場への出勤等

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するように促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入学共通テスト、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する。

6) 緊急事態宣言が発出されていない場合の都道府県における取組等

① 都道府県は、持続的な対策が必要であることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のとおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

（外出の自粛等）

- ・ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する

「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等について住民や事業者に周知を行うこと。

- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。

感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。

- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要な規模要件（人数上限や収容率）の目安を示すこと。その際、事業者及び関係団体において、エビデンスに基づきガイドラインが進化、改訂された場合は、それに基づき適切に要件を見直すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知すること。

催物等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物

の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ（C O C O A）等の活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。
（職場への出勤等）
- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。
- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
（施設の使用制限等）
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びか

けるものとする。

- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、8月7日の分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、同提言に示された各ステージにおいて「講ずべき施策」や累次の分科会提言（12月11日「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」等）等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等にあっては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。また、ステージⅢ相当の対策が必要な地域で、感染の状況がステージⅣに近づきつつあると判断される場合には、特定都道府県における今回の措置に準じた取組を行うものとする。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

7) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、変異株を含め、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を、引き続き、実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請、港湾の利用調整や水際・防災対策連絡会議等を活用した対応力の強化等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第29条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

8) クラスター対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。その際、より効果的な感染拡大防止につなげるため、積極的疫学調査を実施する際に優先度も考慮する。
- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策に当たる専門家の確保及び育成を行う。
- ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、都道府県は関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。

また、都道府県等が連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の業務の重点化や人材育成等を行うこと等により、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

- ④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、地方公共団体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。
- ⑤ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を強化する観点から、以下

の取組を行う。

- ・ 大規模な歓楽街については、令和 2 年 10 月 29 日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組を踏まえ、通常時から相談・検査体制の構築に取り組むとともに、早期介入時には、重点的（地域集中的）な PCR 検査等の実施や、必要に応じ、エリア・業種を絞った営業時間短縮要請等を機動的に行うこと。
- ・ 事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかけること。
- ・ 言語の壁や生活習慣の違いがある在留外国人を支援する観点から、政府及び都道府県等が提供する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につなげる仕組みを構築すること。

- ⑥ 政府は、接触確認アプリ（C O C O A）について、機能の向上を図るとともに、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、その幅広い活用や、感染拡大防止のための陽性者としての登録を行うよう、呼びかけを行い、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（H E R - S Y S）及び保健所等と連携した積極的疫学調査で活用することにより、効果的なクラスター対策につなげていく。

9) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるに当たっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、国民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するに当たっては、法第 20 条に基づき、政府と密接に情報共有を行う。政府は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ② 緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い

占め等の混乱が生じないよう、国民に冷静な対応を促す。

- ③ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施に当たっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ④ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、令和2年10月14日の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の改正（令和2年10月24日施行）により、高齢者や基礎疾患のある者等入院勧告・措置の対象の明確化を行っており、都道府県等は、当該政令改正に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、適切に入院勧告・措置を運用すること。

重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、特に病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力した上で、なお病床がひっ迫する場合には、高齢者等も含め入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設（適切な場合は自宅）での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。丁寧な健康観察を実施すること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とすること。そのため、都道府県は、ホテル等の一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、政府は、都道府県と密

接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ 都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子供等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保すること。

特に、病床が逼迫している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること。

また、医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設についてその活用を十分に考慮すること。厚生労働省は、それらの活用にあたって、必要な支援を行うこと。

- ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行うこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。

- ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ 都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置を行うこと。
また、大型テントやプレハブを活用した、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。併せて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや受け入れが適切に行われるようにすること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、診療・検査医療機関の指定や地域外来・検査センターの設置を柔軟かつ積極的に行うこと。
 - ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関等について、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。

- ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材等の活用を進めること。
 - ・ 厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、全国の医療機関等の医療人材募集情報を掲載する Web サイト「医療のお仕事 K e y - N e t」の運営等を通じて、医療関係団体、ハローワーク、ナースセンター等と連携し、医療人材の確保を支援すること。また、都道府県が法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等を行うに当たって、必要な支援を実施すること。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G－M I S）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防止に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に P C R 等検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保すること。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、
 - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
 - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、等の対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、患者、家族のＱＯＬを考慮しつつ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、患者、家族のＱＯＬを考慮しつつ、施設での通所サービス等の一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限するなどの対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けることなどを含む感染防止策の更なる徹底等を通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

高齢者施設等の発熱等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や陽性者が発生した場合の当該施設の入所者等への検査が速やかに行われるようにする。また、感染者が多数発生している地域にお

ける医療機関、高齢者施設等への積極的な検査が行われるようにする。

加えて、手術や医療的処置前等において、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染防止策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備等の取組を推進すること。
- ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備等を、引き続き、強化すること。
- ・ レムデシビルやデキサメタゾンについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ ワクチンについては、ファイザー社から12月中旬に薬事承認申請がなされており、国内治験データ等のデータに基づき審査を行うとともに、有効性・安全性が確認された後には、できるだけ速やかに接種を開始できるよう、接種体制の整備を進めること。
- ・ その他のワクチンについても、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進めるとともに、承認申請された際には審査を行った上で、できるだけ早期の実用化、国民への供給を目指すこと。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の

下で実施されるよう、実施時期や実施時間等に配慮すること。

- ・ 国は、実費でPCR検査が行われる場合にも、医療と結びついた検査が行われるよう、周知を行うとともに、精度管理についても推進すること。

- ⑨ 政府は、令和2年度第1次補正予算・第2次補正予算、予備費等も活用し、地方公共団体等に対する必要な支援を行うとともに、医療提供体制の更なる強化に向け、対策に万全を期す。

(5) 経済・雇用対策

現下の感染拡大の状況に応じ、その防止を最優先とし、予備費を活用するなど臨機応変に対応することとする。昨年春と夏の感染拡大の波を経験する中、感染対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図ってきた。具体的には、政府は、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）及び令和2年度第2次補正予算の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期してきた。今後、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）及び令和3年度当初予算の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、医療提供体制の確保やワクチンの接種体制等の整備をはじめとする新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に全力を挙げるとともに、感染症の厳しい影響に対し、雇用調整助成金や官民の金融機関による実質無利子・無担保融資等により雇用と生活をしっかり守っていく。その上で、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。今後も感染状況や経済・国民生活への影響を注意深く見極め、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応する。

(6) その他重要な留意事項

1) 偏見・差別等への対応、社会課題への対応等

① 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループが行った議論のとりまとめ（令和2年11月6日）を踏まえ、以下のような取組を行う。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ（corona.go.jp）等を活用し、地方公共団体や関係団体等の取組の横展開にも資するよう、偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化すること。
- ・ 偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の連携、政府による支援、SNSの活用等により強化すること。
- ・ 悪質な行為には法的責任が伴うことについて、政府の統一的なホームページ等を活用して、幅広く周知すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた行政による情報公表の在り方に関して、改めて国としての統一的な考え方を整理すること。
- ・ クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信すること。

② 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する。

③ 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援や

いじめ防止等の必要な取組を実施する。

- ④ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合において、国民の自由と権利の制限を必要最小限のものとする。特に、女性の生活や雇用への影響が深刻なものとなっていることに留意し、女性や障害者等に与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク、個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰や買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
 - ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、性犯罪・性暴力や児童虐待等。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳をもってお別れ、火葬等が行われるよう、適切な方法について、周知を行う。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具、消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を政府の責任で確保する。例えば、マスク等を政府で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布するとともに、感染拡大に備えた備蓄を強化する。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資が安定的に供給さ

れるよう、これらの物質の需給動向を注視するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。

- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬及び抗ウイルス薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進に当たっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含め全ての部局が協力して対策に当たる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かすとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うに当たり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県等は、緊急事態措置等を実施するに当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県等が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県等と総合調整を行う。

- ⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの積極的な実施に努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブル等を防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言解除後の取組

政府は、緊急事態宣言の解除を行った後も、都道府県等や基本的対処方針等諮問委員会、分科会等との定期的な情報交換等を通じ、国内外の感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価・検証を行う。

その上で、最新の情報に基づいて適切に、国民や関係者へ情報発信を行うとともに、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても講じることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言、継続若しくは終了するに当たっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・ 社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和3年1月7日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき期間を2月7日までの間、実施すべき区域を千葉県を含む4都県として指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとすることとします。

これ以上の感染拡大を何としても抑え、医療崩壊を防ぐため、県民・事業者の皆様の一層の御理解・御協力をお願いします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。具体的には、飲食店に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。

2 県における基本的な考え方

国の基本的対処方針に沿った措置を行う。

感染リスクの高い場面、特に飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。

県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ2月7日までとする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

(1) 県民の皆様へ 【特措法第45条1項】

- 不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、20時以降の不要不急の外出の自粛を徹底してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

- 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。
また、別添の「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる5つの場面」を参考に、感染対策を徹底してください。

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ 【特措法第24条9項】

期間：令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。
- 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。
- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。
 - ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下
 - ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）上記の人数制限の基準は、令和3年1月12日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。
上記の人数上限以外の条件の詳細については、引き続き千葉ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください
URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

(3) 事業者の皆様へ 【特措法第24条9項】

東葛地域¹及び千葉市の「酒類を提供する飲食店²（カラオケ店を含む）」の皆様へ
【1月4日措置から酒類提供の時間を変更】

期間：令和3年1月8日（金）から令和3年1月11日（月）まで

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

2 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者。

ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合を除きます。

県内全域の「飲食店³」・「遊興施設⁴」のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗の皆様へ

【1月4日措置から酒類提供の時間と対象を変更】

期間：令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

3 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

4 ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

原則として、全期間御協力いただいた中小企業等の方には協力金を支給します。

申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

県内全域の事業者等の皆様へ

- 職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。
- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が

みられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等)や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう、周知してください。

- 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等の感染防止対策を実践してください。
- 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。
- 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛してください。
- 下表に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続をお願いします。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	宅配・テイクアウト	—
	生活必需品の小売り関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
社会の安定の維持	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等

社会の安定の維持	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

4 緊急事態措置とあわせたいについて

飲食店以外の施設の皆様へ

対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

期間：遅くとも令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 上限人数は5,000人かつ収容率は50%までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

対象：遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療当製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）サービス業を営む店舗（1,000平米超・生活必需サービスを除く）

期間：遅くとも令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

5 その他の事項

「Go To イート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけの期限「令和3年1月31日まで」（現行）を「令和3年2月7日まで」に延長します。

「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止の期限を「令和3年1月31日まで」（現行）を「令和3年2月7日まで」に延長します。

県が支援する団体バスツアーについて、支援停止措置の期限「令和3年1月31日まで」（現行）を「令和3年2月7日まで」に延長します。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043 - 223 - 2630

一般問合せ：新型コロナウイルス対策本部 TEL 043 - 223 - 4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043 - 223 - 2630

一般問合せ：新型コロナウイルス対策本部 TEL 043 - 223 - 4318

ただし、協力金の申請手続に関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043 - 223 - 2709

一般問い合わせ（専用コールセンター） TEL 0570 - 003 - 894

Go to イートに関する事（5 関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043 - 223 - 2790

一般問い合わせ（GoTo イート千葉県事務局） TEL 0570 - 052 - 120

ディスカバー千葉に関する事（5 関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043 - 223 - 2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL 0570 - 054 - 389

県が支援するバスツアーに関する事（5 関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043 - 223 - 2484

一般問い合わせ（（公社）千葉県観光物産協会） TEL 043 - 225 - 9170

人との接触を **8割減**らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。





事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 7 日

都道府県
各 指定都市 保育主管部（局） 御中
中 核 市 地域子ども・子育て支援事業主管部（局）
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）

このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言（以下「今般の緊急事態宣言」という。）が発令され、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県で令和3年1月8日より緊急事態措置を実施することとなりました。

今般の緊急事態宣言が発令された後の保育所等の対応について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いします。

なお、今般の緊急事態宣言は、令和3年1月7日付けで変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり、令和2年4月7日から同年5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際に想定していた対応である「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）は適用しないこととなりますので御留意ください。

また、今般の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、以下について改正を行っていますので、こちらも併せて御参照ください。

（別添1）保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第八報）（以下「保育所等Q&A」という。）

（別添2）地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（令和3年1月7日現在）（以下「13事業FAQ」という。）

別添 1

新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する Q&A（第八報）

（保育所の開園関係）

問 1 感染拡大が広がっている中で、なぜ保育所等は開所するのか。

- 保育所等については、保護者が働いており、家に 1 人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしています。

ただし、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休園が行われうるとともに、②開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講じたり、卒園式の規模を縮小・短縮して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知しているところです。

問 2 保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。

- 都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和 2 年 2 月 25 日付事務連絡）」で示しているところです。
- 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、
 - ・現時点での休園予定期間
 - ・休園中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに保育所等にも必ず連絡するよう依頼）
 - ・代替保育の紹介
 - ・保育料や給食費等の取扱い
 - ・今後の連絡先や相談窓口などについて情報提供及び要請を行ってください。
- 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行

ってください。

- 感染した子ども等に対して、偏見が生じないように、人権に配慮した対応が必要です。また、休園に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。

問3 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

- 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としています。

(保育士が不足した場合の対応)

問4 保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。

- 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて(令和2年2月25日付事務連絡)」に基づき、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取扱いいただくよう、お願いをしているところです。
- ただし、人員基準を長期間にわたり満たさないということは、働いている保育士等の負担が増えることや、保育の質に問題が生じることも考えられるため、例えば、休んでいる保育士等が、放課後児童クラブや、その他のサービスを受けることが出来ないか調整したり(※)、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取組をお願いします。
- その上で、多くの保育士が濃厚接触者に特定されるなどのため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられます。この場合にも、保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることに鑑み、保育が必要な者に保育が提供されないというこ

とがないよう、市区町村において十分御検討いただきたいと考えています。

(※)「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について(令和2年3月4日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところです。

(感染症の予防について)

問5 新型コロナウイルス感染症を予防するために注意すべきことはあるか。

○ まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください(適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)』(※1)のP14等を御参照ください。)。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です(次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください。)(※2)

定期的な換気(2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。)も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

また、マスクや消毒液といった感染症防止に必要な備品については、累次の補正予算を活用し、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費や消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など職員に支払われる手当等の支給するための経費を上限50万円まで補助しているほか、保育士の業務負担軽減のために消毒作業等の周辺業務を行う保育支援者の配置に係る補助事業を設けており、感染防止に資する各種事業を積極的に御活用いただくようお願いします。(※3)

なお、布製マスクについては、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申

出について（令和２年８月４日付事務連絡）」等でお示ししたとおり、配布を希望する保育所等に随時配布を行っていますので、厚生労働省ホームページ（※４）で示す所定の方法により申請してください。配布までの所要は概ね３週間程度の見込みです。

さらに、社会福祉施設等（保育所等を含む。）に必要な衛生・防護用品については、各施設で確保していただくことが基本ですが、新型コロナウイルス感染症対応等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりにより、乳幼児のおむつ交換時の排便処理に必要な使い捨て手袋などが不足する事態に備え、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品（使い捨て手袋）の都道府県等への配布について」（令和２年９月２９日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等でお示ししたとおり、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して使い捨て手袋等が供給できるように、国が直接調達して、都道府県等に配布を行っています。

（※１）『保育所における感染症対策ガイドライン（２０１８年改訂版）』

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

（※２）厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

（※３）令和２年度第３次補正予算案においても、新型コロナウイルス感染症対策として、第２次補正予算に加えた更なる感染症対策の実施に伴う経費の補助や研修のオンライン化への支援などの拡充を盛り込んでいる。

（※４）厚生労働省ホームページ「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

（登園を避けるよう要請する目安）

問６ 発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。

○ 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和２年５月１４日）」に基づき、発熱等がある場合は登園を避けるよう要請するこ

ととしています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルス感染症を発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問 7-1 発熱や呼吸器症状が有る場合は登園を避けてもらうような要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、新型コロナウイルス感染性によるものではないと医師から診断が出ている場合の取扱いはどうのようにすべきか。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」でお伝えしています。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染性によるものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や嘱託医と相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問 7-2 新型コロナウイルス感染症に関して、医療的ケア児の取扱いで注意すべき点は何か。

○ 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者もあり、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従ってください。また、登園時には、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。なお、医療的ケアを必要としないものの、基礎疾患のある子どもについても同様の対応としてください。

（保育の代替措置について）

問 8 臨時休業の際に、どうしても保育が必要となる子どもの保育について、保育士による訪問の検討が挙げられているが、こうした措置を取る際の留

意点はどのようなことが考えられるか。

- 保育士の方は、子どもの居宅という環境での保育には必ずしも慣れていないことを踏まえ、保育時間や食事の提供、利用可能な場所や物品等についての確認、緊急時の対応等について留意してください。

いずれにしても、保育士の訪問による保育を行う際には、市区町村が当該保育所等と連携の上で、子どもの安全と家庭のプライバシーに十分配慮するとともに、保育士の方が安心して保育に当たることができるよう取り決め事項等の整備を行った上で実施することが重要です。

(緊急事態宣言後の対応)

問 9-1 令和 3 年 1 月 8 日より発令される緊急事態宣言（以下この Q&A では「令和 3 年 1 月緊急事態宣言」という。）に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきか。

- 令和 3 年 1 月緊急事態宣言については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 1 月 7 日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであるとされている中で、「厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する」こととされていることを踏まえ、原則開所いただくようお願いします。

問 9-2 なぜ令和 3 年 1 月緊急事態宣言では、令和 2 年 4 月から 5 月にかけて発令された緊急事態宣言（以下この Q&A では「令和 2 年 4 月緊急事態宣言という。」）時と異なり、登園自粛を求めずに原則開所とするのか。

- 令和 3 年 1 月緊急事態宣言については、問 9-1 にあるとおり、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであり、これにより保育を必要とする

者が大幅に減少することも想定されないことから、また、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いことも踏まえ、必要な者に必要な保育を提供するという観点から、原則開所することをお願いするものです。

参考 1 令和 2 年 4 月緊急事態宣言に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきとされていたか。

- まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるようお願いするなど、保育の提供を縮小して開所することについて検討をお願いします。また、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときは、臨時休園の検討をお願いします。なお、この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、検討をお願いします。

参考 2 令和 2 年 4 月緊急事態宣言に基づく緊急事態宣言が解除された地域における保育所は、どのように対応すべきとされていたか。

- 緊急事態措置を実施すべき区域の指定が解除された都道府県内の市区町村における保育所等においては、原則として開所していただくようお願いします。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 5 月 25 日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨が示されていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられます。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただくようお願いします。いずれにしても、登園自粛をお願いするか否かの判断は、地域における感染拡大の状況等の実情を踏まえ、市区町村において行ってください。
- なお、保育所等において園児や職員が罹患した場合等においては、問 1 ただし書や問 2 に沿って臨時休園等の対応を検討してください。

問 10-1 4 月 7 日付け事務連絡にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」には、どのようなものが想定されるか。

- 各都道府県における休業要請等の内容や、市区町村の実情を踏まえて検討いただくものではありませんが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において例示されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」（※）を踏まえ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。

（※）（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持
 - ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
 - ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。
2. 支援が必要な方々の保護の継続
 - ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
 - ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。
3. 国民の安定的な生活の確保
 - ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）
4. 社会の安定の維持
 - ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
 - ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）

- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
 - ⑦ 育児サービス（託児所等）
5. その他
- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

問 10-2 4月7日付け事務連絡にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのようなものが想定されるか。

- ひとり親家庭の子どものほか、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※1）などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。

（※1） 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

問 11 4月7日付け事務連絡にある「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」には、テレワークで在宅勤務をしている者は含むのか。

- テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、上記の定義に必ずしも該当するものではありません。いずれにしても、御家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切に御判断ください。

問 12 登園自粛や臨時休園の際に、保護者や特に支援が必要とされる子どもに対して、保育所等の側からどのような支援を行う必要があるか。

- 登園自粛の継続や臨時休園の実施により、子どもやその保護者が自宅で過ごす時間が長くなることが考えられるため、保育所等においては、市区町村とも連携の上、保護者に対する相談支援を行うなど、必要な支援を行ってください。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童についてはおおむね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただくようお願いします。

（健康診断の実施等について）

問 13 新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、保育所の利用児童の健康診断について、どのような対応をしたらよいか

- 設備運営基準では、入所時及び年2回の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこととしています。健康診断の実施に当たっては、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫をしながら、子どもの健康状況の把握を行うことが望まれます。

ただし、新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、地域の感染症の発生状況や施設の状況などから実施体制が整わず、当初予定していた時期に健康診断を行うことが困難となる場合には、健康診断の実施を延期しても差し支えありません。（令和2年度の健康診断をまだ実施していない保育所であっても、嘱託医等と相談し、感染防止に配慮した上で、令和2年度末日までに少なくとも1回は実施してください。）

なお、保育所の利用児童の健康診断について実施を延期する場合には、特に、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合には、嘱託医と相談の上、適切な支援を行うようにしてください。

問 14 自身の子どもの登園自粛の影響等で、調理員が保育所に出勤できなくなった場合には、給食を実施する代わりに弁当持参としてよいか。

- 調理員が出勤できない場合の給食提供については、公定価格の基本分単価に調理員の人件費が計上されていることにも鑑みれば、代替となる調理員の確保に努め、給食実施の継続を図ることが前提です。しかし、それでもなお

代替調理員が確保できず、給食の実施がどうしても困難である場合には、その期間についてのみ、保管に当たっての衛生管理にも留意の上、一時的に各家庭から弁当を持参してもらう取扱いとすることもやむを得ないものと考えます。

問 15 新型コロナウイルス感染症の影響で、給食に使う生鮮食品の入手が難しくなっているが、毎日その日の分の材料を仕入れなければならないのか。

- 保育所等を含む社会福祉施設における調理過程における重要事項については、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成 9 年 3 月 31 日付社援施第 65 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「衛生管理通知」という。）において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が適用されない社会福祉施設についても可能な限りマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう周知願う旨お示ししているところです。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、各自治体で様々な対応がなされているところですが、保育所等における給食の原材料の納入に関しては、衛生管理通知で引用するマニュアルⅡ 1（5）において、「缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については 1 回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること」とされているところです。この点について、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合には、保存や調理に関して引き続きマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう留意した上で、当日ではなく前日に仕入れるなど柔軟な対応をとることは差し支えありません。

（行事等における注意点など）

問 16 プール活動を行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような対応をしたらよいか。

- 保育所におけるプールの水質管理については、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知別添）に従い、遊離残留塩素濃度が適切に管理されている（※ 1）場合、学校プールにおける運用（※ 2）と同様、プールの水を介した感染のリスクは低

地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（R3. 1. 7）

	事業名	質問	回答	発出日
1	放課後児童健全育成事業 (令和2年学校の一斉臨時休業における開所関係)	学校は臨時休業するのに、なぜ放課後児童クラブはしないのか。	放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしております。 ただし、放課後児童クラブにおいても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付け事務連絡）」①児童や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休所が行われうるとともに、②開所する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講ずるなど、感染の予防に努めるよう周知しているところです。	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 (下線部分)
2	放課後児童健全育成事業 (開所関係)	放課後児童クラブにおいて感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。	都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休所について判断を行ってください。休所に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」で示しているところです。 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、 ・現時点での休所予定期間 ・休所中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに放課後児童クラブにも必ず連絡するよう依頼） ・代替事業の紹介（ファミリー・サポート・センターやベビーシッター等） ・利用料等の取扱い ・今後の連絡先や相談窓口 などについて情報提供及び要請を行ってください。 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。 感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要です。また、休所に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。	令和2年3月11日
3	放課後児童健全育成事業 (開所関係)	子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。	子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は通所を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、通所を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としております。	令和2年3月11日
4	放課後児童健全育成事業 (衛生管理)	新型コロナウイルス感染症の予防のために注意すべきことはあるか	まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』のP14等をご参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。 定期的な換気も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。 なお、放課後児童クラブの現場においてマスク等が必要というご意見も伺っており、職員に一人一枚布製マスクが行き届くよう配布を行っているところです。また、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費を上限50万円まで補助することとしております。 『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf	令和2年3月11日
5	放課後児童健全育成事業 (衛生管理)	令和2年3月2日付通知の子どもの居場所の確保に係る衛生管理についての「別紙」は、放課後児童クラブには適用されるか。	当該通知の「別紙」は学校が子どもを預かる際の留意点について示したものであり、放課後児童クラブを念頭に置いたものではありません。 学校においても、あくまでも衛生管理の際に参考としていただきたいという趣旨で示したものであり、具体的な運用については、それぞれの施設の状況や子どもの実態に応じて柔軟に対応いただく位置付けの資料です。 一方、放課後児童クラブにおいても感染症対策は重要であり、令和2年3月2日付けの通知では、密集性を回避し感染を防止する観点等から、学校の教室等の活用を促したところです。 放課後児童クラブにおいては、本通知の別紙を可能な範囲で参考にし、衛生管理に留意していただきたいと考えます。	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 (下線部分)

	事業名	質問	回答	発出日
6	放課後児童健全育成事業 （通所を避けるよう要請する目安）	発熱の目安が37.5℃とされているが、低年齢児の場合すぐに超えてしまう場合もある。必ず遵守しなければいけない基準か。	「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（令和2年2月17日付事務連絡）」に基づき、通所を避けるよう要請する場合の発熱の目安を37.5℃としているところです。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。平熱が高い子どもの個々の取り扱いについては、主治医や地域の医療機関に相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年3月11日 令和2年5月14日削除
7	放課後児童健全育成事業 （通所を避けるよう要請する目安）	発熱や呼吸器症状が有る場合は通所を避けてもらうよう要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、感染性のものではないと医師から診断が出ている場合の取り扱いはどのようにすべきか。	新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は通所・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日）」でお伝えしたところです。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や地域の医療機関に相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年3月11日
8	放課後児童健全育成事業 （通所を避けるよう要請する目安）	今般の小学校等の臨時休業に伴い、人的体制を確保する観点から、小学校の教職員に加え、春休み中の大学の学生等の協力のもと放課後児童クラブを運営することは可能か。	人的体制の確保の観点から有効であると考えられるため、当該学生が就業又はボランティアとしてクラブの業務に携わることは問題ありません。ただし、感染の予防に十分留意するとともに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。	令和2年3月11日
9	放課後児童健全育成事業 （通所を避けるよう要請する目安）	閉館中の児童館において放課後児童クラブを実施している場合、児童館内のホールや図書室を放課後児童クラブの登録児童が使用することは可能か。	可能です。 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」（令和2年2月27日事務連絡）において、放課後児童クラブについては、感染の予防に留意した上で、原則として、開所いただくこととしているところです。児童館で実施するクラブについては、児童の密集を回避し、感染のリスクを予防する観点からも、御指摘のホールや図書室などのスペースも活用しながら開所していただくことが望ましいです。	令和2年3月11日
10	放課後児童健全育成事業 （通所を避けるよう要請する目安）	「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について」（令和2年3月4日付け子発第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）（以下「令和2年通知」とする。）において、放課後児童クラブの優先利用についての考え方が示されているが、この通知をもって、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日付け雇児総発0920第2号）（以下「平成28年通知」とする。）は廃止となるのか。	平成28年通知について、廃止とはなりません。 今般の小学校等の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや新型コロナウイルス感染症対応のため医療体制を維持する必要があること等により、これまで以上に優先的な利用が求められる場合が考えられます。そのため、平成28年通知においてお示ししている考え方に加えて、令和2年通知において保護者が医療・介護職や保育士などの社会的要請が強い職業等に就いている場合などについても優先利用の対象と考えられることをお示したところです。	令和2年3月11日
11	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいのか。	「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日）」における取り扱いを踏まえ、都道府県、保健所を設置する市、又は特別区からの休業の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご注意ください。 なお、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。	令和2年3月12日

	事業名	質問	回答	発出日
12	放課後児童健全育成事業	児童数は増加しないが、新型コロナウイルス感染症予防としての支援の単位当たりの人数を減らして実施する場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	感染症防止の観点から、支援の単位を分けることは有効であるため、本補助を活用して差し支えありません。なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。	令和2年3月12日
13	放課後児童健全育成事業	例えば、児童館で実施する放課後児童クラブが、児童館とは別の敷地に所在する学校の教室等を活用して支援の単位を新たに設ける場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	活用して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いします。	令和2年3月12日
14	放課後児童健全育成事業	児童同士の密集を防ぐ目的で、一時的に別の敷地に所在する施設等に実施場所を移して事業を行うことは可能か。	新型コロナウイルス感染症予防の観点から有効であると考えられるため、通常時と異なる敷地に所在する、より広い専用区画を確保できる施設等において事業を実施して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いします。	令和2年3月12日
15	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たに支援の単位を増やした場合等は財政支援を受けることができることとされているが、児童の数が10人未満である場合、放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1「放課後児童健全育成事業」の「11 費用」に基づき、厚生労働大臣の承認を得る必要があるのか。	今般の小学校の臨時休業に伴い新たに開所する支援の単位については、児童の数が10人未満であっても、今回に限っては承認を不要とします。	令和2年3月12日
16	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たにクラブを開所した場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、活用して差し支えありません。	令和2年3月12日
17	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づき市町村への届出がされている放課後児童クラブである一方で、市町村地域子ども・子育て支援事業計画に位置付けてない等の理由で、市町村から放課後児童健全育成事業（特定分）の補助が出ていないクラブについても、今般、創設された「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の対象となるか。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
18	放課後児童健全育成事業	今般の臨時休業に関連して保護者が追加で負担する必要がある保険料などは、今般の財政措置に含まれるか。	今般の措置の特殊性に鑑み、保険料を含め、運営に必要な経費は今回の加算に含まれます。なお、飲食物費は、従来より保護者の実費負担としていること等から、含まれません。	令和2年3月12日
19	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	交付要綱上、「子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助」とあるが、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合や、当該事業の実施に向けた事務手続きが年度内執行に間に合わない等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年3月12日

	事業名	質問	回答	発出日
20	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、市により一括購入した子ども用マスク等を各事業所に配布し、別に事業所毎で感染防止用の備品等購入を行う場合、市に対して500,000円、各事業所に対して1か所あたり500,000円の補助基準額がそれぞれ適用されるのか。	放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及びファミリー・サポート・センター事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり500,000円の補助基準額としているので、照会のケースでは、市による子ども用マスク等の一括購入にかかる経費と事業所による備品購入にかかる経費を合算した実支出額に対して500,000円の補助基準額が適用されます。 子ども用マスク等の一括購入にかかる経費については、各事業所への配布枚数に応じて按分すること等で1か所等あたりの経費を算定することが考えられます。	令和2年3月12日
21	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、事業所で感染症防止用の備品等購入を行う場合の対象範囲は。	子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
22	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	「市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入」とあるが、事業者がマスクや消毒液等を購入した場合については補助対象となるか。	補助対象となります。	令和2年3月12日
23	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中に完了させる必要があるのか。また、納品等が間に合わない場合はどうすれば良いのか。	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中に完了させる必要があります。 一方で、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、納品が間に合わないなど、事業の完了が4月以降になることが見込まれる場合については、繰越（事故繰越）の手続きが必要となるため、地方財務局に御相談ください。	令和2年3月12日
参考 (24-1)	放課後児童健全育成事業（令和2年4月7日発令緊急事態宣言における緊急事態特別措置関係）	緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における放課後児童クラブは、どのように対応すべきか。	まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することについて検討をお願いします。 また、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で規模を縮小して実施することも困難なときは、臨時休業の検討をお願いします。 なお、この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について、検討をお願いします。	令和2年4月9日 令和3年1月7日修正 (下線部分)
24-2	放課後児童健全育成事業（令和3年1月8日発令緊急事態宣言における緊急事態特別措置関係）	緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における放課後児童クラブは、どのように対応すべきか。	今般の緊急事態宣言は、令和3年1月7日付けで変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであることに加え、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いため、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただくようお願いします。 なお、放課後児童クラブにおいて感染者が出た場合等、臨時休業等する場合には、参考（24－1）の回答（25、26の解釈を含む。）に沿った配慮をお願いします。	令和3年1月7日

	事業名	質問	回答	発出日
25	放課後児童健全育成事業 （緊急事態特別措置関係）	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）」にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」にはどのようなものが想定されるか。	各都道府県における休業要請等の内容や、市町村の実情を踏まえてご検討いただくものではありませんが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日改正）」）において例示されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を踏まえ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。 ※（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日改正）」（抜粋） （別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者 以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。 1. 医療体制の維持 ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。 ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。 2. 支援が必要な方々の保護の継続 ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。 ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。 3. 国民の安定的な生活の確保 ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。 ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等） ② 食料品供給関係（農業・林業・漁業、食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等） ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等） ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等） ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等） ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等） ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等） ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等） ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等） ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等） 4. 社会の安定の維持 ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。 ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等） ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等） ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等） ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等） ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等） ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス） ⑦ 育児サービス（託児所等） 5. その他 ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。	令和2年4月9日 令和3年1月7日修正 （下線部分）
26	放課後児童健全育成事業 （緊急事態特別措置関係）	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）」にある「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」にはテレワークで在宅勤務をしている者は含むのか。	テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、必ずしも「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」に該当するものではありません。いずれにしても、ご家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切にご判断ください。	令和2年4月1日
27	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	令和2年度補正予算で継続して計上している事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援、小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援、感染拡大防止対策に係る支援）について、FAQ12～22の取扱いと同様になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月1日

	事業名	質問	回答	発出日
28	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	従来の放課後児童健全育成事業の運営費にかかる補助単価は、運営費全体の1／2を保護者負担とするとの考え方に基づき設定されていると承知しています。令和2年度の補正予算で計上している「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価についても、同様の考え方により設定されていますか。	「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価については、今回の措置の特殊性に鑑み、保護者負担は求めないとの考え方により設定しています。	令和2年5月1日
29	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」についてどのような場合に対象となるのですか。	市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等、市区町村が保護者へ返還する日割り利用料について財政支援を行うこととしています。 <u>なお、市区町村の要請等により臨時休業や通所回避をすることがあらかじめ分かっている場合等に、その分の利用料を徴収しなかった場合は保護者に返還したものとみなして本事業の対象とすることができます。</u> 利用料の返還のイメージについては別紙のとおりとなります。 また、「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にどのような場合が含まれるかについては問30のとおりとなります。	令和2年5月1日 令和2年5月14日修正 （下線部分）
30	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にはどのような場合が含まれますか。	「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」には、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブを休所した場合や市区町村からの通所回避の要請により放課後児童クラブを欠席した場合等が含まれ、例えば、以下の場合が考えられます。 ①子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合 ②地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合 ③放課後児童クラブは開所しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から通所回避の要請・同意を行った場合 ④小学校の臨時休業等に伴い、放課後児童支援員の数が少ないため、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブに通所しなかった場合	令和2年5月1日
31	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	補助対象額についてどのように算出すればいいですか。	補助対象額については、各施設での1日・1人当たりの利用料を算出し、1日・1人当たりの補助基準額（500円）の範囲内で補助することとなります。 各施設における1日当たりの利用料の算出方法については、例えば、以下のような方法が考えられます。 （例：月25日開所の放課後児童クラブで利用料が月額1万円の1日当たりの利用料の算出方法） 月額10,000円 ÷ 25日（開所日数） ＝ 1日当たり400円 上記例の放課後児童クラブの場合は1日当たり400円が補助対象額となります。 上記例の補助額の算出方法については、補助対象額に通所できなかった日数を乗じた額となります。	令和2年5月1日
32	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等における取り扱いを踏まえ、都道府県知事からの使用の制限等の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。 なお、都道府県知事から使用の制限等の要請がない場合であっても、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合など、市区町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取扱いに準拠することとします。また、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準拠することとします。	令和2年5月1日
33	放課後健全育成事業	市区町村の要請により臨時休業した場合の交付金の取扱いはどうになりますか。	市区町村の要請により臨時休業した場合の子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。 なお、その際に算定できるものとしては基本額のほか、開所した場合に算定できる予定であった加算についても算定して差し支えありません。	令和2年5月1日
34	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	小学校の分散登校の実施により、休業している学年の子どもを午前中から放課後児童クラブで預かりを行った場合、「小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」の対象となりますか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月14日

	事業名	質問	回答	発出日
35	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童厚生施設	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日付け事務連絡）」にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのような者が想定されますか。	ひとり親家庭の子どもの他、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。	令和2年5月14日
36	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	令和2年度補正予算に計上している子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算について、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年5月14日
37	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（全事業共通）	新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がなされた地域についても、実施要件を満たせば、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の対象となりますか。	各事業の実施要件を満たせば、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の有無にかかわらず、対象となります。	令和2年5月14日
38	放課後児童健全育成事業（通所を避けるよう要請する目安）	発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。 ※No. 6を削除し、NO. 38を追加	「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」に基づき、発熱等がある場合は通所を避けるよう要請することとしています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年5月14日
39	放課後健全育成事業	新型コロナウイルス感染症対策のため、放課後児童クラブが臨時休業等をするようになった場合、自宅待機となった職員の給与について、どのように対応すべきか。	今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、放課後児童クラブが都道府県等の要請を受けて休業している場合に、もともと開所の予定があったものについては、通常どおり開所したものとして交付金を交付し、減額は行わないようにしており、放課後児童クラブを運営する事業所の収入を保障しています。放課後児童クラブの臨時休業等に伴い自宅待機となった職員にかかる人件費の支出についても、これを踏まえて、適切にご対応いただくべきものと考えております。	令和2年5月20日

いとされています。そのため、これまで同様、プールの水質管理の徹底をお願いいたします。なお、低年齢児が利用することが多い簡易ミニプール(ビニールプール等)についても同様の管理が必要です。

- プール活動にあたっては、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する等子どもが密集する状態を作らないよう工夫をすることが望まれます。また、着替えや、汗等の汚れをシャワーで流すなど、プール活動の前後に行う行動についても、子どもが密集する状況をつくらぬよう時間差をつける、タオルなどの備品を共用しない等の工夫が考えられます。

(※1) 「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が0.4 mg/L から 1.0 mg/L に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei01/02.html>

(※2) 「学校プールについては、学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。」「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和2年5月22日事務連絡(スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課))

問 17 新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいか。

- 熱中症の予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について(周知依頼)」(令和2年5月18日事務連絡)(※1)でお知らせしているように、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の予防策を適切に行っていくことが重要です。
- なお、エアコンの利用で室温等の調整を行っている際にも、こまめに換気を行うようにしてください。
- また、飛沫感染対策の一環として、職員がマスクを着用する際も、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、その他の感染症対策を適切に行うよう配慮して下さい(熱中症対策は、※2も御参照ください)。

- 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めています。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）

（※1）「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631950.pdf>

（※2）「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」問4「本格的な夏の到来で、熱中症予防のために、一般的な家庭用エアコンをかけ続けています。そのために換気ができないのですが、どのような工夫をしたらよいでしょうか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-4

（※3）WHOとUNICEFによる子どものマスク着用に関するガイダンス

https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC_Masks-Children-2020.1

問 18 保護者等が参加する行事について、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような配慮が必要か。

- 保育所等において保護者等が参加する行事については、保育所等と保護者等との相互理解を図るために、それぞれの保育所等で内容や実施方法を工夫しながら行われてきているものです。一方、実施方法等によっては、大人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となることが考えられます。
- これまで保護者等が参加していた行事について、地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じた保護者等との相互理解の方法について検討を行ったうえで、現時点で開催を予定する場合には、以下のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例が考えられます。

＜感染拡大防止の措置＞

- ・ 風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ

- ・参加者へのマスクの着用や手洗の推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・屋内で実施する行事の場合には、こまめな換気の実施

＜開催方式の工夫の例＞

- ・参加人数を抑えること（対象となる子どもやクラスの限定、保護者等の参加人数に制限を加えるなどして最小限とする、保護者等を別会場とする等）
- ・参加者間のスペースを確保すること

記

- 保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと。

感染防止策については、保育所等 Q&A 問 5 や 13 事業 FAQ 問 4 等でお示ししてきたとおり
の内容であるため、改めて御了知いただきたいこと。また、保育所等において感染者が出
た場合等の対応についても、保育所等 Q&A 問 2 や 13 事業 FAQ 問 2 等でお示ししてきたと
おりであり、引き続き適切に御対応いただきたいこと。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取扱いが行われるよう、都道
府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市で、必要に応じた情報提供及び助言等を実
施していただきたいこと。

(問合せ先)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4854, 4853)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童
厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

以上